

武川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、命の尊厳に関わる人権を侵害する行為である。そして、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える問題でもある。さらに、近年はインターネットを介したいじめが発生するなど、複雑化、多様化してきている。子どもたちが安心できる居場所において、仲間との交流を深めながら、絆を深める過程において、心身を痛め、苦しい思い、つらい思いをするいじめの問題が発生し、社会問題となっている。

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいかなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識していながら傍観したり放置したりする事がないように、いじめは許されない行為であることを児童に理解させていく必要がある。

以上のことを踏まえ、いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針及び北杜市いじめ防止基本方針に基づき、武川小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。また令和6年11月山梨県いじめ防止等のための基本方針の改定に伴い本校も加除修正を行った。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等を通じて行われるものも含む。)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条1項)

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要。

○いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多くあることを理解する。

○いじめを受けた児童の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。

○いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかつたかを気付かせながら、いじめた児童の心に寄り添うことも必要。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

〈具体的ないじめの態様例〉

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる（SNS等を介したものも含む）
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（SNS等を介した誹謗中傷や仲間外しは放置すると大きなトラブルに発展する可能性が高いので適切かつ迅速な対応を校内で行い、警察をはじめとする関係機関等との関係を深めるようにする。）

3 いじめ防止基本方針策定の目的

- ①すべての児童がいじめの不安や苦痛を受けることなく、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ未然の防止及び、解消に向けて組織的に対応し、適切な解決を図ることを目的とする。
- ②児童に、いじめは人権を侵害する行為であることを認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。

4 いじめ防止対策の組織と役割

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ防止対策委員会」の構成（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任【教務部】

学年主任【学年部】

生徒指導主任【いじめ対策主任】

養護教諭

特別支援コーディネーター

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・（教務部）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理と進学や転校・転学に関わる学校間の個別児童の記録と情報収集・・・・（生徒指導主任）

- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (担当)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・ (教務部、生徒指導主任)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・ (コーディネーター)
- ・スクールソーシャルワーカーへの要請・・・・・・・・・・・・ (校長、コーディネーター)

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会本部・運営委員会との連携・・・・・・・・・・・・ (児童会担当)
- ・コミュニティースクール、保護者、PTA役員との連携・・・・・・・・ (教頭)

【関係機関との連携】

- ・市教委との連携・・・・・・・・・・・・ (校長、コーディネーター)
- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・ (校長)
- ・家庭センター(児童相談所)との連携・・・・・・・・ (校長)

【保護者の役割について】

保護者は家庭の温かな人間関係の中で児童がいじめを行うことのないように規範意識を養うために養育していく。また、保護者はいじめ防止等のために行うこと協力していき、日頃からいじめ防止等について理解を深め、児童が家庭内で相談できる雰囲気を作っていく。

5 いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関する事や、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関する事を行う。

(1) 役割

- ①学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ②いじめの未然防止のための情報交換、情報共有を通して、いじめが起きにくい、許さない環境づくりを行う。
- ③いじめの早期発見、及び適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑤学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」への報告と記録の保存

- ①いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- ②当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ③記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

6 未然防止の取組

いじめ問題は、いじめが起こらない学校・学級づくりを行い、未然防止に努めることが最も重要である。望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校・学級づくりを進めていくことである。そのため、学校のホームページでの公開だけでなく、児童・保護者

に年度当初や入学時に説明を行っていく。

児童が主体的に取り組む協働的な活動を通して、児童自らが「絆」を感じ取り紡いでいく「居場所づくり」と、教師が、児童が安心でき自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する「絆づくり」を進めていくように努める。また、校内において道徳主任(情報主任)を中心に情報モラル教育に取り組む。

○取組方法

(1)児童が安心できる「居場所づくり」つながる「絆づくり」

児童にとって、学校で安心して生活し、自己存在感や充実感を感じられる場所があることに加え、主体的に取り組む協働的な活動を通して、仲間との関わりやつながりを意識することはとても重要である。日々の生活や授業、行事を改善することを通して、いじめが生まれにくい風土を醸成するために「居場所づくり」「絆づくり」への取組を積極的に進める。

(2)児童が自ら考え、行動する環境をつくる

①学級づくりとリーダーの育成を、組織的、計画的に進める。

学級活動は、社会活動であり、公的な集まりを編成し、組織として活動することが求められる。そして、そこにはグループの行動の目的を自覚したリーダーの存在が必要となる。このような学級においては、目的のために、仲間のために意識して行動することが求められ、必然的にいじめは排除されるとともに、いじめに気づきやすい体制づくりを積極的に進める。

②児童会活動を通して、いじめについて考え、行動できる力を育成する。

年度当初の総会の項目に「いじめをなくす取組」等を加え、学級・学年、全校討議へと深め、全校共通の意識として醸成していく。さらには、行事活動を進めるうえでの、基本的な方針にもその趣旨を生かし、企画するなど、学校での活動や生活の基本に、いじめに関わる考え方を持ち、相手に接したり、行動できるようにしていく。

③周囲の児童が指摘できる環境をつくる

いじめは見えないところで行われるのが常であり、大人が気づきにくいという面を持っていることから、児童の中に気づいたら指摘できる力を積極的に育てる。

④行動を注意する場合の言葉がけについて

表面的な行為のみを評価して注意する(叩いてはいけない、悪口を言ってはいけないなど)ではなく、どうしてそうすることがいけないのか、どういう感情のもとにそうしてしまったのか、どうすればよかったですを考え、言葉にして、次に適切に行動できること、そして適切に行動できた自分に気が付けるよう取り組みを進める。

(3)hyper-QU検査の実施と活用

QU検査を年2回実施(1年生は1回)し、学校内の生活や人間関係について、児童の状況を把握、分析し、その状況を改善する取り組みを通して、いじめ防止に繋げる。

①結果の分析力を向上させる

・QUの結果分析に関して、学校の実情に応じて講師を招聘するなど、スキルアップを図っていく。

②結果を活用する

・分析結果をいじめ防止対策委員会において、未然防止の観点から検討し、情報共有し対処方針を検討する。

・職員会議等の全体の場で共有し、その学級や個人に関わる教職員が共通理解のもとに、関わるようになる。

・SCと児童の面談においても、QUの結果を活用していく。

・QUの結果を次の学年に引き継ぎ、その内容を生かしていく。また、小学校卒業あたり、小学校高学年のQUの結果を中学校に引き継いでいく。

※小学校から中学校への申し送りを確実に行い、いじめの未然防止や早期の気づきにつながるよう小中の連携に努める。

7 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものである。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努める。

(1) 児童の変化に気づける体制づくり【児童の見守り、情報共有の徹底】

- ・児童の人間関係の様子や変化等について、全教職員で情報を共有する機会を設定する。
- ・定期的に行われる職員会議、打合せの中に生徒指導に関わる項目を設定する。

(2) 信頼され相談できる体制づくり【教職員と児童・保護者との人間関係づくり】

- ・児童・保護者と困ったときに相談できる人間関係づくりに日頃から努める。
- ・「きずなの日」などを活用して定期的な教育相談を実施し、児童個々に寄り添える機会を設定する。
- ・教員自ら人権感覚を養い、児童に対して間違うこともあることを認め、間違ったときのコミュニケーションの取り方の見本となることが望まれる。

(3) 申告できる体制づくり【いじめアンケート調査の適切な実施】

- ・調査によると、いじめ発見のきっかけはアンケート調査が最も多いことから、その効果をより高められるための方法等を検討する。
- ・いじめのアンケートは、現在起きていないか、今傷ついている児童がいないかを知るための調査であり、現在進行中のものをできるだけ早期に知ることがその目的である。このことから、学期2回程度実施するとともに、実態状況の把握と対策を協議する。
- ・児童の関わりが活発になる各種活動や行事等に合わせた調査も検討する。
- ・アンケートの内容は、自分の行動、自分たちの活動を振り返る機会、学級内の人間関係について考える機会として捉え、学級づくりに活かせるよう工夫する。
(名称は「生活アンケート」、「心の居場所アンケート」など)
- ・アンケートの結果については、「いじめ防止対策委員会」で共有し、他の記載も踏まえた適切な検討が行われる体制で進める。
- ・実施したアンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。なお、記述内容を整理、記録した資料は、5年間の保存とする。

(4) スクールカウンセラー(SC)との連携・協働の強化

①事前の情報収集と情報共有の強化

- ・カウンセリングは基本的に希望者に行うが、初期の段階では全員面談を行うなどして、SCを認知してもらうとともに、SCも児童個々の様子を知る機会を設定する。
- ・いじめアンケートやQUの結果に基づいて、対象者を見定めた面談を行う。
- ・QUで不満足群・侵害行為認知群については必ず、非承認群については必要性を判断して面談するなど、客観的な情報によりスクリーニングして面談することを検討する。
- ・QUの分析結果やアンケートを共有しながら、担任とSCで分析し、その見立てを共有し、その後の指導に生かしていくことを検討する。
- ・SCは情報源が限られていることから、児童の置かれた環境の理解が心情の理解に資する点を考慮し、環境の理解ができる会議等への参加を検討する。

- ②SCと学校（教員）で連携・協働できる内容を明確にする
- いじめの気づき、改善のためにSCの面談を活用するには、相談者からSCが話を聞き、その苦痛の理由の見立てを教員らと共有し、解決に動くことが必要である。この点については、SCの考え方、カウンセリングの方針とも関わることから、初期の段階で連携できる内容を協議し、明確にしておくことが必要である。

- ③被害児童以外への対応
- いじめは、集団の中で起き集団の人間関係やいじめる側の児童の個性も強く関係することから、SCが授業や生活の様子を観察して人間関係を見立て、いじめる側の個性を理解し、教員の対応に助言を行うなどの対応を検討する。

- ④いじめ予防のためのSCの活用
- 道徳や学活などの時間を利用したいじめ防止のための講話等、SCを外部人材として活用することを積極的に進める。

（5）警察との連携・協働の強化

- 学校と警察は、児童を加害に向かわせず被害をふせいでいる、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識して連携関係を構築していく。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認める場合所轄の警察と連携して進めるとともに、対象児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求めていく。

8 いじめへの対処

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめを加害者、被害者といった二者関係だけでなく、観衆（はやし立てる子）や傍観者（見て見ぬふりをする子）などの存在も含めて構造的に問題を捉える。

指導に当たっては、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようとする。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者の協力を得て、必要に応じて、PTA組織・学校運営協議会・地域住民・児童相談所・警察、その他関係者・関係機関との連携の下、適切かつ迅速に以下の対応を行うものとする。

（1）初動の対応

いじめの訴え・相談を受けた、またはいじめを発見した職員は、校長及びいじめ対策主任に報告する。いじめ対策主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。また、各自で記録したもの情報共有を図り、正確な記録を残すように努める。

（2）いじめ対策委員会の協議

いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

（3）実態把握・解消に向けての対応

いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。

(4) 当該児童への指導及び当該児童の保護者への助言

いじめを受けた児童とその保護者及びいじめを行った児童とその保護者に対する指導・支援・助言を継続的に行う。

＜いじめを行った児童に対して＞

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、すぐにいじめを止めさせる。
- ・いじめていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせる
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

(5) 事後の支援

被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

いじめが「解消している」とは、少なくとも3か月はいじめに係る行為が止んでいることと被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められている状態をいう。

(6) 再発防止への取組

事案の分析を通して、再発防止への取組を行う。

＜重大事態が発生した場合＞

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

(1) 重大事態のケース

○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、ア児童が自殺を企図した場合、イ身体に重大な傷害を負った場合、ウ金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合など、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉え、迅速に対応する。

○児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき。

児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態が発生した場合の対処

重大事態が発生した場合、速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

②調査組織で、重大事態の事実関係を明確にするための調査を実施する。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を北杜市教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(3) 市教育委員会又は学校による調査

①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、その疑いが生じた場合、速やかに教育委員会へ報告を行い、

教育委員会は、速やかに市長へ事態発生を報告する。

- ・重大事態か否かの判断は、子どもや保護者からの申立てを真摯に受け止めたうえで、国が示すガイドラインを参考とする。

②調査の趣旨及び調査主体

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

- ・市教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。
- ・学校が調査主体となる場合は、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

③調査を行う組織

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）又は市教育委員会が設置した対策委員会において調査を行う。

- ・学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される「いじめ問題対策委員会」を調査を行うための組織とする。
- ・構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家（臨時委員）を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

④事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校並びに教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

- ・市教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うとする姿勢が重要である。市教育委員会又は学校は、調査機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰や学習への支援等をする。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導、支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院や死亡の場合）

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

ウ いじめられた児童が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。自殺の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ、総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

9 その他

◎いじめ問題等に関する法令、指針、手引き、事例等

（1）いじめ問題

「生徒指導提要（令和4年12月）」

「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月（改定平成29年3月）

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（改定平成30年9月）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月

「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月

「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月）

「いじめの問題に対する取組事例集」（平成26年11月）

「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」

「生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」他国立教育政策研究所

「生徒指導提要の改定について」令和5年12月6日

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」令和5年2月7日

「いじめ重大事態に関する国への報告について」令和5年3月10日

「いじめ重大事態に関するガイドラインの改定について」令和6年8月30日

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」令和6年11月

(2) 自殺予防

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（マニュアル、リーフレット）平成 21 年 3 月

「子供に伝えたい自殺予防」（学校における自殺予防教育導入の手引き）平成 26 年 7 月

「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」平成 22 年 3 月

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」平成 23 年 6 月（改訂平成 26 年 7 月）

(3) 児童虐待

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」令和元年 5 月（改訂令和 2 年 6 月）

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」令和 2 年 1 月

「児童虐待防止と学校」研修教材（スライド版）

いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価が行われるように、学校評価等において評価・改善を図っていく。

10 いじめ防止指導計画

☆いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会 P T A総会、学年 P T A総会等で啓発		防犯教室(低学年)	人権教室	教員研修	いじめ対策委員会
防止対策	毎月、生徒指導上の諸問題についての話し合い（職員会議前） 学級づくり、人間関係づくり いじめアンケート実施					
早期発見			いじめアンケート実施 Q U テスト 1回目実施	いじめアンケート実施 必要に応じて個人面談の実施教育相談機関へ		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	事案発生時に、緊急対応会議の開催 事案発生時に、緊急対応会議の開催 いじめ対策委員会					
防止対策	毎月、生徒指導上の諸問題についての話し合い（職員会議） 学級づくり、人間関係づくり ネット犯罪防止教室(高)					
早期発見	いじめアンケート実施 QUテスト2回目実施	必要に応じて個人面談の実施教育相談機関へ	保護者アンケート(学校評価) 実施	いじめアンケート実施	必要に応じて個人面談の実施教育相談機関へ	

(平成26年2月17日策定)

(平成28年一部改訂)

(平成30年一部改訂)

(令和4年全面改訂)

(令和5年一部改訂)

(令和6年一部改訂)